

都市計画マスタープラン 関係資料

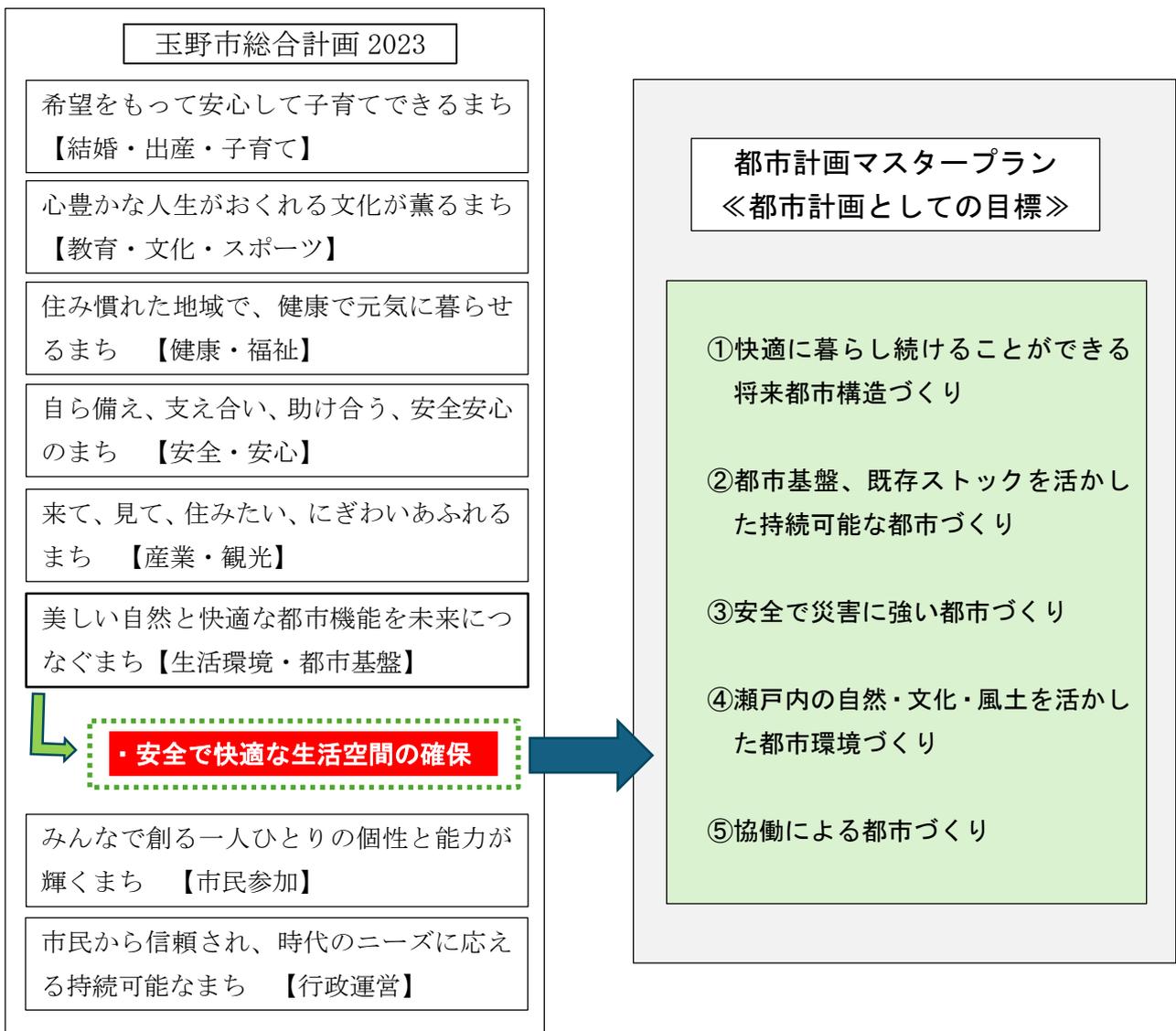
第3章 都市づくりの基本的な考え方

(1) 玉野市の将来像

玉野市総合計画 2023 では、玉野市の目指す将来像を“誰もが行ってみたい、住みたいまち ～たまので育つ、TAMANO が育つ～”としています。この将来像を実現するため、都市計画としては、玉野市の課題を踏まえて、「都市機能が充実した良質な生活空間の確保」を将来都市像に加え、下記の5項目の基本目標のもと、まちづくりを進めていきます。

《将来都市像》

誰もが行ってみたい、住みたいまち ～たまので育つ、TAMANO が育つ～
・・・都市機能が充実した良質な生活空間の確保・・・



(2) 都市づくりの基本目標

基本目標（1）快適に暮らし続けることができる都市構造づくり

人口減少及び高齢化が進む中、将来人口を踏まえた市民の日常生活を支えるサービス施設を維持するため、既存のコミュニティを踏まえつつ、都市拠点と各コミュニティ拠点が公共交通を軸に連携するコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の形成により、誰もが多様なニーズに対応する都市サービスを受けることができ、快適に暮らし続けることができる都市構造づくりを目指します。

基本目標（2）都市基盤等、既存ストックを活かした持続可能な都市づくり

港湾や幹線道路等の産業基盤を活かし、製造業をはじめ、商業、農業等の振興を図るとともに、産業と観光の連携等を図り、産業基盤の一層の有効活用の推進を目指します。

さらに、鉄道・バスなどの陸上交通と、フェリーや大型客船バースなどの海上交通の結節点という立地条件を活かし、海の玄関口としての交通ターミナル機能の強化を図ります。

また、コンパクト・プラス・ネットワーク型都市づくりの考え方にに基づき、既存の都市施設や都市機能の集積を活かしつつ、利用圏域に応じた施設の再編や適正配置を推進し、持続可能な都市づくりを目指します。

基本目標（3）安全で災害に強い都市づくり

激甚化、頻発化する自然災害に備えて、ハザード情報の一層の普及・啓発を図るとともに、ハザードエリアにおける新たな開発の抑制や、住宅、主要公共建築物などの不燃化、耐震化の促進、自然災害に対応できる治山・治水及び津波対策の充実など、甚大な被害を回避、軽減するための事前の防災・減災対策の推進を目指します。

また、有事に備えて、救援物資の輸送、復旧応援等の対応のため広域連携の強化を図るとともに、災害対策本部や救助活動の拠点となる施設及び体制の機能強化、避難路、避難地の確保により災害に強い都市づくりを目指します。

基本目標（４）瀬戸内の自然・文化・風土を活かした都市環境づくり

美しい瀬戸内海の自然環境、資源、景観、これと調和する緑豊かな山々の森林、市民に親しまれている海岸を守り育てることを目指します。

また、これらの資源を市民が再認識し、臨海のまちとして個性をはぐくむ環境都市づくりを目指します。

さらに、交通の結節点という地理的条件と、恵まれた瀬戸内の資源や産業資源を有効に活用し、活力ある産業、文化をはぐくみ、人々が行き交う活気あるまちの創造を目指します。

基本目標（５）協働による都市づくり

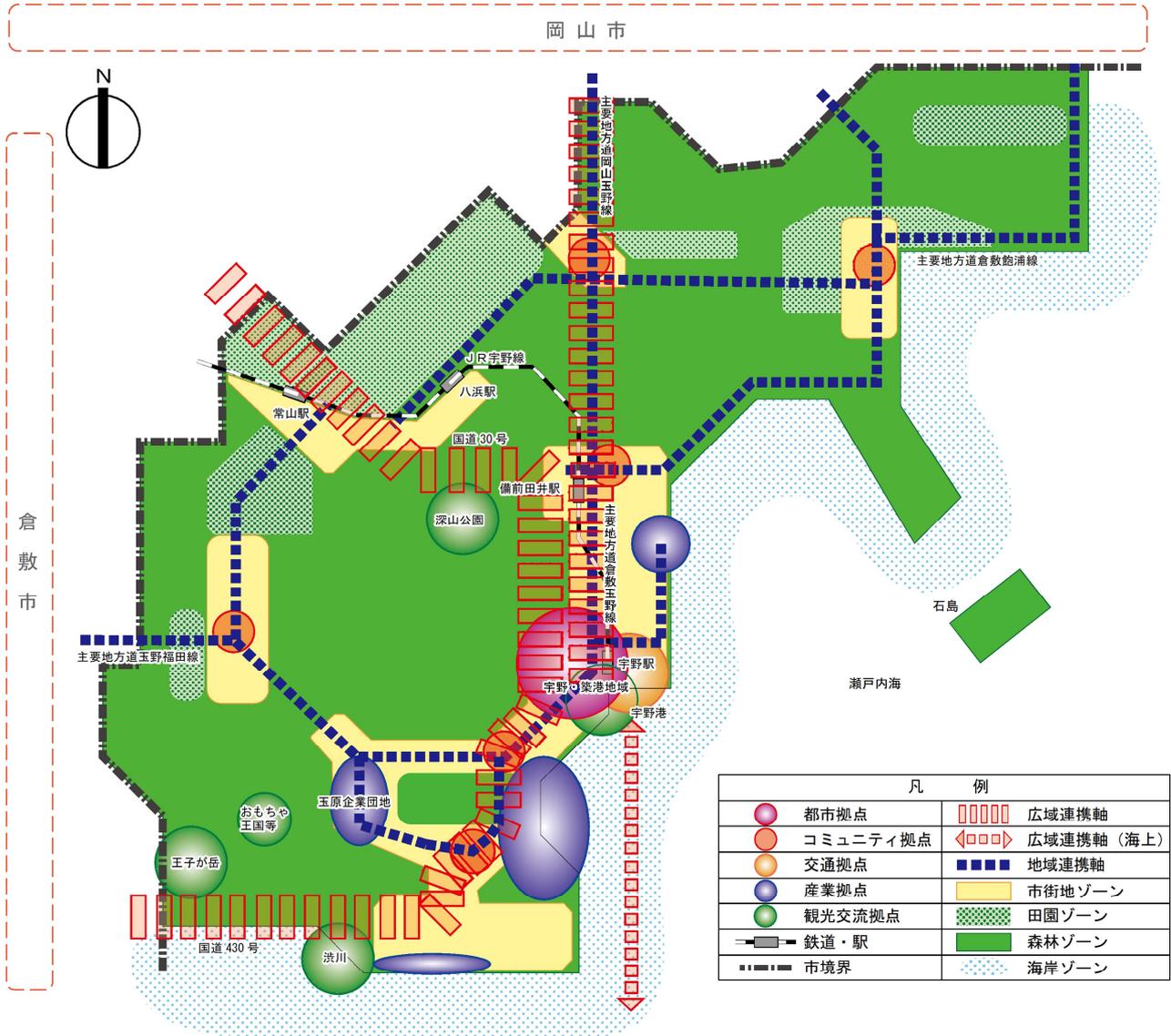
都市づくりにおいて、行政だけでできることには限界があり、市民や企業の果たす役割が重要であるとの認識を共有し、市民や企業と行政がパートナーシップを築き、地域の課題を解決したり、まちの魅力やにぎわいを創出したりする協働のまちづくりの推進を目指します。



(3) 将来都市構造

都市づくりの基本目標を踏まえて、都市を構成する主要素である「拠点」、「ネットワーク」、「ゾーン」を位置づけ、将来都市構造を設定します。

図 将来都市構造図



1) 拠点

①都市拠点

多様で高度な市民ニーズに対応する都市サービスを提供する複合的な都市機能の充実を図り、都市基盤や交通基盤の充実を図ることで、全市民の生活を支えるとともに、都市の活性化をけん引する本市の顔となる拠点として位置づけます。

②コミュニティ拠点

都市拠点と公共交通で結ばれ、暮らしやすい生活圏域の形成に不可欠な都市機能を維持するとともに、近隣地域と相互に必要な機能を補完し合う拠点として位置づけます。

③交通拠点

陸・海交通の利便性の向上や結節機能の強化により、自動車交通、鉄道、フェリーによる他都市、他府県との広域交通機能の保全、充実を図る拠点として位置づけます。

④産業拠点

本市の産業振興・経済活性化を支え、就業促進の拠点として位置づけます。

⑤観光交流拠点

インバウンドの促進も視野に、本市の豊かな自然環境や産業、文化、芸術の資源を活かした観光・交流を促進する拠点として位置づけます。

2) ネットワーク

①広域連携軸

行政区域を超えた広域的な交通・物流・交流を支えるネットワークとして、国道30号、国道430号及び県道45号（岡山玉野線）等を「広域連携軸」に位置づけます。

②地域連携軸

都市拠点とコミュニティ拠点等をつなぎ、隣接する岡山市、倉敷市とも連絡する県道等を市民の日常生活を支える動線軸として「地域連携軸」に位置づけます。

3) ゾーン

①市街地ゾーン（市街化区域）

居住、商業・業務、教育、文化、医療、福祉、工業など、一定の人口・都市機能が適正に配置されたゾーンを「市街地ゾーン」に位置づけます。

②田園ゾーン（市街化調整区域）

農地が広がり集落地が点在する農業地域については、農業の振興を基本とし、農業との調和を図りつつ集落地等の地域コミュニティの活力の保持や地域産業の活性化を目指すゾーンとして「田園ゾーン」に位置づけます。

③森林ゾーン（市街化調整区域）

瀬戸内海国立公園や本市の中央部を北東から南西に連続する山地については、森林の保全と自然環境を活かしたレクリエーションの場として「森林ゾーン」に位置づけます。

④海岸ゾーン

瀬戸内海の多島美という景観や海水浴場等のレクリエーション施設に恵まれている沿岸、及び海の玄関口である宇野港周辺については、身近な自然とふれあい、また海辺の祭り等を活用して海と親しむ場として「海岸ゾーン」に位置づけます。

第4章 分野別方針

4-1 土地利用方針

(1) 基本的な考え方

1) コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造による持続可能な都市づくり

- ・都市拠点は、多様な都市機能を集積して質の高い都市空間の形成を目指します。
- ・利便性の高い交通要所などの拠点への緩やかな居住の誘導により、快適に暮らせるコミュニティ拠点の形成を目指すとともに、都市拠点と各コミュニティ拠点、及び周辺地域を結ぶ幹線道路網や地域公共交通網の維持・充実を図り、コンパクトで環境負荷が少なく、多様な市民ニーズに対応する各種サービスを受けることができる利便性の高い都市圏の形成を図ります。また、災害に強いまちとなるよう、防災・減災を意図した土地利用を目指します。
- ・都市施設や都市機能の適正配置を推進し、持続可能な都市づくりを目指します。

2) 自然環境と産業風土を生かす土地利用の誘導

- ・自然豊かな山々、潮風が薫る海岸線などの身近な自然や、製錬所、造船所などの産業の地域資源を再発見し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、自然環境を保全するとともに、災害による被害の防止・軽減を図り、市民や来訪者が人と人の絆を深めこの素晴らしい資源を共有して“玉野らしさ”を再認識できるよう、情報発信やネットワークの形成を図るとともに、自然環境と産業風土を生かした土地利用の規制・誘導を目指します。

3) 地域の特性に適応した合理的な土地利用の誘導

- ・産業拠点などの工業集積地に隣接するエリア周辺などにおいては、産業政策上の位置づけのもと、周辺環境との調和を図りつつ、地域地区や地区計画等の都市計画制度を活用し、拡張など企業ニーズへの適切な対応を図り、産業の集積を図るための計画的な土地利用を検討します。
- ・市街化区域においては、建替えや低未利用地の有効活用等を促進することにより、各種の都市機能の充実を図ります。
- ・市街化調整区域においては、約9千6百人の市民が居住していることを踏まえ、無秩序な開発を抑制しつつ、営農環境等と調和した居住環境の維持を図ります。

(2) 土地利用区分の考え方

- ・将来都市像の実現に向け、現在の土地利用状況を踏まえつつ、市街化区域と市街化調整区域をそれぞれ次のような土地利用に区分します。

○市街地ゾーン（市街化区域）	
住宅地	専用住宅地、一般住宅地
商業地	中心商業・サービス地、近隣サービス地
工業地	専用工業地、住工共存工業地
○田園ゾーン（市街化調整区域）	
田園集落地等	
田園工業地	
農地ゾーン	
大規模公園・墓園	
レクリエーション地	
○森林ゾーン（市街化調整区域）	
○海岸ゾーン	

(3) 各地域の土地利用方針

1) 市街地ゾーン（市街化区域）

①住宅地

ア 専用住宅地

- ・東紅陽台、玉原、和田、日比地区等の住宅団地や丘陵地の低層住宅地は、「専用住宅地」に位置づけられます。
- ・これらの区域は、計画的開発による低層・中高層の住宅地や緑豊かな低層住宅地が形成されていることを踏まえ、ゆとりある生活環境に配慮した土地利用を図ります。

イ 一般住宅地

- ・荘内地域の沖積平野部や、八浜、田井、宇野、日比地区等の港や海岸沿いに形成されている区域は、「一般住宅地」に位置づけられます。
- ・これらの住宅地は、戦前からの住宅地や市街地外周部において市街地が拡大して形成された住宅地であり、木造住宅が密集する区域や老朽建築物がみられる区域であることから、災害被害の軽減や子育てしやすい住環境に配慮し、安全で利便性の高い一般住宅地としての土地利用を図ります。
- ・このうち、鉄道やバスなどの公共交通利便性が特に優れている宇野駅周辺や備前田井駅周辺は、建替えの促進や低未利用土地の有効活用等による住宅供給の促進を図ることで、居住の誘導の受け皿となる中高密度の住宅地づくりを進めます。

②商業地

ア 中心商業・サービス地

- ・宇野港から市役所周辺を中心とする宇野・築港地区は、陸上交通と海上交通の結節点であることや市内各地域を結ぶ地域公共交通の結節点であることなどを最大限に生かし、本市の中心市街地活性化に向け、「中心商業・サービス地」として位置づけられます。
- ・この地区の東側は、宇野駅と宇野港を中心に、市民の生活の場、また、観光客の回遊・滞在の場として交流によるにぎわいの創出に向けた土地利用を図ります。
- ・この地区の西側は、市役所などの公共公益施設や国道30号沿道の商業施設が集積しているエリアで、既存の商業・業務、医療、文化、行政サービス等の都市機能の集積・維持・向上を図り、市民が安心して生活できる都市サービスの提供に向けた土地利用を図ります。
- ・また、宇野駅及び宇野港周辺を、本地区を回遊する拠点として活用するとともに、観光客や市民の利用を促進する官民連携などによる地域の特色を生かした交流拠点として活性化を図ります。

イ 近隣サービス地

- ・地域の交通要所や幹線道路の沿道区域は、食料品店、各種サービス店、飲食店等の店舗、郵便局、診療所などの日常生活を支援する商業・業務施設などが集積していることを踏まえ、暮らしに身近な生活サービス施設の適正な立地を図る「近隣サービス地」として位置づけられます。

③工業地

ア 専用工業地

- ・瀬戸内海沿岸部の既存工業地区や玉原企業団地は「専用工業地」に位置づけます。
- ・これらの地区は本市の基幹産業用地であり、大規模な就業地を形成しています。
- ・これらのことを踏まえ、低未利用地の活用等により企業の誘致や就業地の拡大を図るとともに、今後も工業の活性化とともに周辺の居住環境や自然環境等との調和を保ち、本市の基幹産業が集積する工業地としての土地利用を図ります。

イ 住工共存工業地

- ・田井、築港、宇野、日比地区等の沿岸部や長尾・用吉・迫間地区の幹線道路沿道の工業地は、「住工共存工業地」に位置づけます。
- ・これらの区域は、本市工業の発展を担ってきた工場が集積するとともに周辺に住宅地が形成されていることを踏まえ、低未利用地の活用等により企業の誘致や就業地の拡大を図るとともに、快適な生産環境の形成や居住環境の確保を図り、住宅と工業が共存する住工共存工業地としての土地利用を図ります。

2) 田園ゾーン（市街化調整区域）

①田園集落地等

- ・八浜地域、荘内地域、山田地域、東児地域等の市街化調整区域の集落地は、「田園集落地」に位置づけます。
- ・優良な農用地が形成されている田園集落地は、無秩序な開発の防止を基本とし、道路、排水施設等の改善を促進するとともに、ゆとりある居住環境の維持、向上を図り、住宅と地場産業施設が共存する集落地としての土地利用を図ります。
- ・人口減少が急速に進む地域においては、持続可能な農業の推進と集落機能や地域再生の両立を図るため、開発許可制度の弾力的な運用による空き家の利活用などを検討し、地域コミュニティの維持、地域の活性化を図ります。

②田園工業地

- ・胸上の沿岸部の工業地は、「田園工業地」に位置づけます。
- ・この区域は、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）前から立地している既存工業の利便の増進を図りつつ、農業等との調和を基本として田園地域の工業地としての土地利用を図ります。

③農地ゾーン

- ・東七区、南七区地区に代表される集団的な農地は、「農地ゾーン」として位置づけ、農業水利施設や農道等の保全により農業生産性の向上や農業経営の安定に努め、優良農地として保全を図ります。

④大規模公園・墓園

- ・大規模公園・墓園は、自然環境との調和を図りつつ市民が楽しめるレクリエーションの場や、先

祖を敬い故人を偲ぶことができる場などとしての土地利用を図ります。

- ・特に深山公園は約 200ha の豊かな自然景観を有しているとともに、道の駅や農水産物直売所等の施設も設置されており、市内外から多くの人を訪れる県内有数のレクリエーションスポットになっていることから、引き続き魅力の維持・向上に努めます。

⑤レクリエーション地

- ・深山公園南側、滝、上山坂地区のゴルフコースなどの既存のレクリエーション地は周辺環境との調和を保ちつつ保全を図ります。

3) 森林ゾーン

- ・市域の中央部を北東から南西に続く山地や出崎等の森林は、水源かん養機能や土砂流出防止等の防災機能の維持を図るとともに、無秩序な開発行為等を抑制して環境の保全に努めます。
- ・また、有害鳥獣や害虫等による被害の防止に努め、森林の育成、保全を推進します。
- ・瀬戸内海国立公園の森林は保安林を中心に保全を図るとともに、深山公園、渋川海岸周辺の森林は自然観察、野外活動の場や市民の身近なレクリエーションの場として活用を図ります。

4) 海岸ゾーン

- ・宇野港周辺は、人々が身近に利用・交流し、海と親しむことができる岡山県の海の玄関口（旅客）のエリアとして、にぎわいのある海岸づくりを促進します。また、地域の行事や文化活動の場として親しまれる海岸づくりを促進します。
- ・渋川周辺は、県下最大の集客力を持ち、「白砂青松百選」「日本の渚百選」「快水浴場百選」などに選ばれている渋川海水浴場を中心に、民間活力の活用を図りながら海と親しみ多様なレクリエーションを楽しむことのできる海岸づくりを促進します。

4-2 都市施設整備の方針

(1) 道路・交通施設整備方針

1) 基本的な考え方

①交通ネットワーク・機能の充実

- ・山陽自動車道等の高速道路への連絡道路の充実など、広域交流の利便性の向上により、他都市との連携や港湾機能の活用を促進する広域交通ネットワークの強化に努めます。
- ・誰もが安全かつ快適に多様なサービスを受けることができるように、都市拠点とコミュニティ拠点及びその周辺地域を連絡する公共交通網の維持・充実を図るとともに、災害時や火災時などに安全な生活を支える道路網の充実を目指します。

②利用者にやさしい持続可能な公共交通づくり

- ・人々が、安全・安心に、かつ快適に移動ができるよう、利便性向上を推進するとともに誰もが利用しやすい環境整備を促進し、利用者にやさしい公共交通の確立を目指します。
- ・交通事業者等と連携しながら、鉄道やバス等の利便性の維持・向上による利用促進を図り、市民の暮らしを将来にわたって支える公共交通体系の構築を目指します。

③魅力ある都市空間の創出と回遊性向上

- ・宇野港周辺においては、居心地が良く歩きたくなる沿道環境を整備することで市民や観光客の回遊・滞在を促進し、活気ある暮らしやすいまちを目指します。

2) 主要な施設の整備の方針

①道路

ア 主要幹線道路

- ・国道 30 号、430 号及び主要地方道岡山玉野線、倉敷玉野線は、周辺都市と連絡する「主要幹線道路」として位置づけます。
- ・本市の交通の骨格となる主要幹線道路は、岡山市や山陽自動車道などへの広域交通路や緊急輸送道路として活用するとともに、地域内交通ネットワークとの連携を図ります。
- ・産業活動を支えるとともに、都市間、地域間の連携・交流を促進し、都市の発展につながる体系的な道路網の整備を推進します。

イ 幹線道路

- ・主要幹線道路以外の主要地方道、一般県道、都市計画道路は、「幹線道路」として位置づけ、地域内交通ネットワークとの連携を図りつつ、都市拠点や身近な拠点に快適にアクセスできる道路網の構築を促進します。
- ・未整備の都市計画道路は、社会経済情勢の変化を踏まえて、コンパクトなまちづくりと連携し、路線毎の必要性や実現可能性を検証し、廃止を含め、今後の整備の在り方を検討します。

ウ 市民との協働による道路づくり（生活道路）

- ・生活道路については、関係者との協働により順次整備を推進し、市民に身近な暮らしの利便性や

安全性の向上に努めます。

- ・橋梁は、事後的修繕から予防的修繕及び計画的な架替を基本にした長寿命化修繕計画に基づき、コスト縮減を図りつつ計画的な維持管理を推進します。

エ 安全・安心な道路ネットワークの機能充実

- ・主要な道路の段差の解消など、ユニバーサルデザインの導入を推進し、高齢者、障害者、来訪者などの誰もが安心して利用できる道路環境の整備に努めます。
- ・交通量の多い幹線道路においては、歩道・自転車道の整備を推進するとともに、通学路の安全対策の充実に努めます。

オ 市民の憩いの場として環境に配慮した道路整備

- ・花壇の緑化やオープンスペースの活用などにより、市民の憩いの場としての道路の整備に努めるとともに道路緑化の推進と透水性舗装の敷設など、うるおいのある都市空間の創出に努めます。
- ・駅前広場などの公共空間については、質の高い景観づくりを目指します。
- ・来訪者が市内を移動しやすくなるよう、案内板の設置や周辺の景観に配慮したサインの設置等を検討します。

②公共交通

ア 鉄道の利便性の向上

- ・JR宇野みなと線については、JR西日本や宇野線利用促進協議会等の関係機関と連携しながら、利便性の向上及び旅客の定着を促進します。
- ・駅前広場や自転車駐車場などの交通結節点の利便性向上を図ります。

イ 生活交通の維持・確保

- ・公共交通ネットワークの利便性の維持・向上を図るため、ニーズに適切に対応した公共交通の機能強化や誰もが利用しやすい環境整備を進めます。
- ・宇野港宇野地区は、岡山県の海の玄関口であり海上交通の重要拠点であることから、大型旅客船バスの活用促進等によりにぎわいの創出を図るとともに、鉄道や路線バスをはじめとする地域公共交通との連携により、海上交通と陸上交通の結節点として利便性向上を図ります。
- ・工場のオープンファクトリーによる新たな観光産業等を促進し、多様な観光資源をつなぐネットワークの構築を目指します。

ウ 高齢者・障害者等にやさしい移動手段の確保

- ・高齢者、障害者等のいわゆる交通弱者が円滑に移動できる環境を整備するため、駅やバス停等のバリアフリー化、ノンステップバスなどのバリアフリー車両の導入を推進し、快適な交通環境を整備します。

③港湾

ア 港湾施設・環境の整備

- ・宇野港宇野地区は陸上交通と海上交通の結節点であるという地理的条件を生かし、民間企業によ

る施設整備や、瀬戸内国際芸術祭との連携をはじめ、瀬戸内の美しい観光資源や石材業、鉄鋼業、食文化など、瀬戸内地域に根付く多様な産業等を活用した産業観光との連携により、市内外から訪れる多くの人々の滞留や回遊を促進することで活気ある暮らしやすいまちを目指します。

- ・また、同港田井地区は、地球環境にやさしいモーダルシフトへの潮流の中、港湾施設の積極的な利用を促進するとともに、水面整理場の有効活用等についての検討を促進するなど、今後とも物流機能等の充実を促進します。
- ・江之浜港、後閑港、大藪港、野々浜港、渋川港、石島港は、現在の機能の維持を図ります。

イ 漁港の機能維持・充実

- ・山田港胸上地区においては、漁業施設等の機能の維持を図ります。

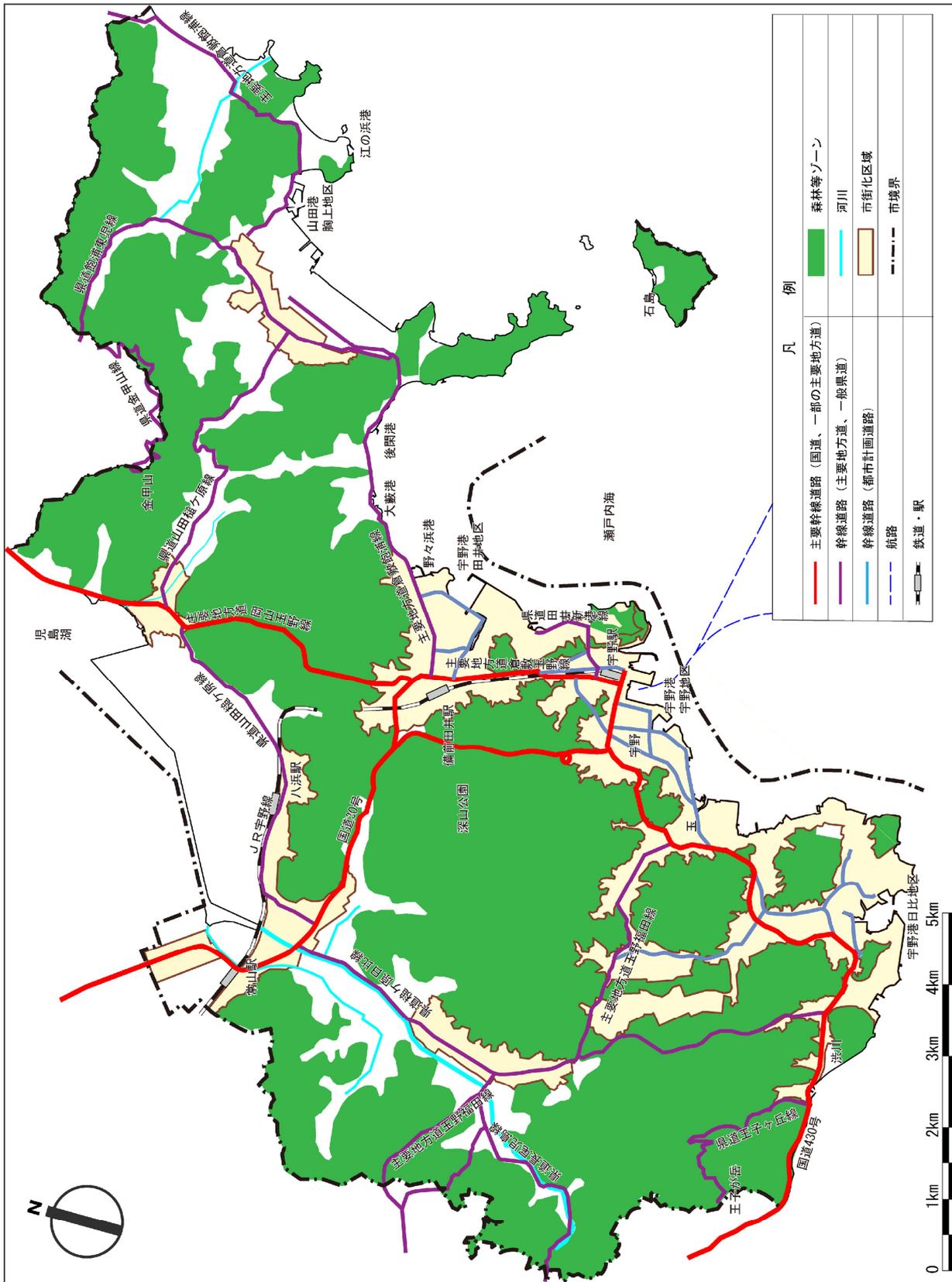


図 4-2 道路・交通施設整備方針図

(2) 公園・緑地整備方針

1) 基本的な考え方

①公園の適正配置と有効活用

- ・本市の公園は、一人当たり公園面積 56 m²/人と、すでに十分な整備水準に達しています。今後は、適正配置を目指した見直しの検討を行うとともに、既存公園のリニューアルやバリアフリー化等、安全性や快適性の向上に向け、適切な維持管理を行い、多様なニーズに応じた有効活用を促進します。

②緑あふれる自然環境と調和した市街地の形成

- ・市街地における緑化、農地、水辺環境の保全等を推進し、自然環境と調和した質の高い快適な住環境の形成を目指します。

③多様な主体との協働・連携による緑の形成

- ・市民の参画をはじめとする多様な主体との協働・連携による公園の環境整備や緑化の推進により、都市緑化を促進します。

2) 公園・緑地の充実及び活用促進

①身近な公園・緑地等の整備充実

- ・身近な公園・緑地については、地域のニーズ、実情に応じて、防災公園としての機能についても考慮しながら、必要な再整備に努めます。
- ・自然や水辺の景観を生かした地区公園や街区公園、近隣公園については、市民が安全・安心に利用できる憩いの場として、適切な維持管理を行い、長寿命化に努めます。

②多様なニーズに対応する公園・緑地等の活用

- ・深山公園や日之出公園は市内の貴重な自然を生かした風致公園として、その保全と活用を図ります。
- ・深山公園は広域的な核となる都市公園であり、市内はもとより市外からも毎年多くの来園者数があることから、本市の観光拠点としてより一層の充実を図り、自然と親しむことができる公園として、更なる魅力の向上を図ります。
- ・玉野市民総合運動公園は市民の誰もが使用しやすく親しみやすい運動の場として、グラウンドの整備や老朽化している施設の改修等、適切な維持管理と機能充実を図り、スポーツの振興及び市民の健康維持に努めます。
- ・深山公園や玉野市民総合運動公園をはじめとして、災害時に公園、緑地等を避難施設として活用できるよう機能強化を図ります。
- ・王子が岳や十禅寺山、日之出公園等の散策ルート等の維持管理を図り、市民や観光客が自然と親しむことができる場の活用を図ります。

3) 緑あふれるまちづくりの推進

①公共空間の緑化

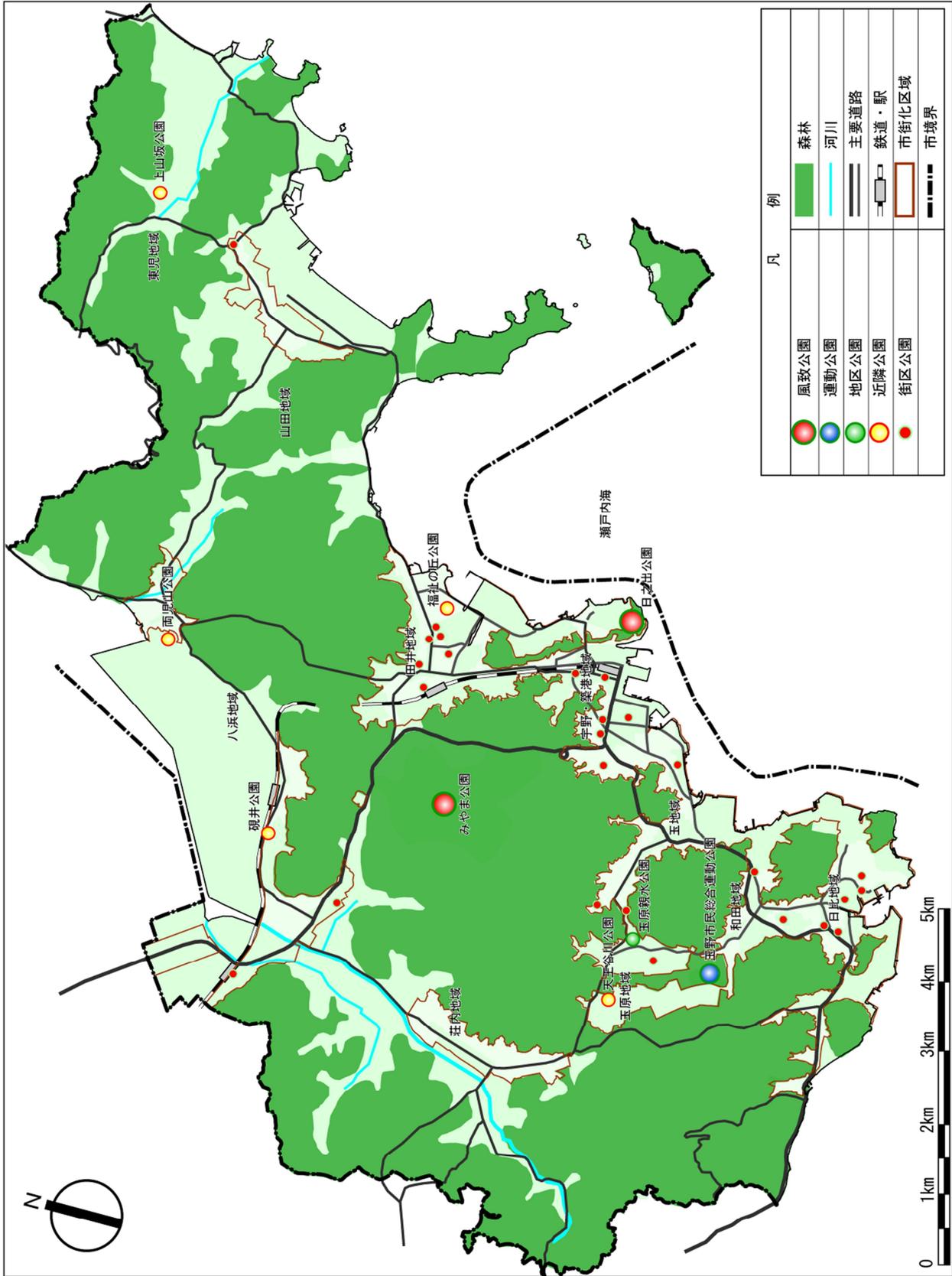
- ・快適な市街地環境の形成を目指して、歩道の緑化、学校や公営住宅等の公共敷地の緑化を推進します。
- ・公園・緑地等の樹林地、水辺空間等において、生態系に配慮された緑の空間の形成を目指します。

②民有地緑化の促進

- ・緑化に対する補助や情報提供等、普及啓発活動により、うるおいと安らぎのある質の高い緑化を推進します。
- ・住宅地等においては、地域のニーズや実情に応じ、建築協定や緑地協定、地区計画等の適用を検討し、緑化の取組を促進します。

③市民との協働

- ・公園の整備や改修においては、市民の意見を反映した愛着の持てる公園づくりを進めるとともに、公園・緑地の管理運営に市民が参画できる仕組みの充実を図ります。
- ・ガーデニングや沿道の花壇づくり等の市民の取組など、協働による花と緑あふれるまちづくりを促進し、身近な場所において緑や花に触れ合うことができる機会の拡大に努めます。



凡 例	
	風致公園
	運動公園
	地区公園
	近隣公園
	街区公園
	森林
	河川
	主要道路
	鉄道・駅
	市街化区域
	市境界

図 4-3 公園・緑地整備方針図

(3) 下水道・河川整備方針

1) 基本的な考え方

①公共下水道の整備と維持管理

- ・本市の公共下水道の整備は概成しており、今後は、近年の激甚化・頻発化する水災害や、南海トラフ大地震等も念頭に置きつつ、適切な維持管理及び改築・更新に努めます。

②災害に強い川づくり

- ・近年の激甚化・頻発化する水害等に対応するため、計画的に河川・排水路の改修、整備を推進し、災害に強い川づくりを目指します。

③うるおいのある水辺空間の創出

- ・河川は、農業用水など水利面での機能を有するほか、レクリエーションや生態系の維持、環境学習の場としても重要であることから、適切な保全を図るとともに、水辺へのアクセス性を確保し、魅力ある水辺空間の創出を図ります。

2) 主な施設の整備の方針

①公共下水道

- ・既存の下水道施設については、改修による長寿命化やライフサイクルコストの最小化、耐震化等を考慮し、施設や管渠の適切な維持管理に努め、良好な生活環境の形成と将来の都市機能の向上を図ります。

②下水道関連施設

- ・玉野浄化センターは、老朽化した設備の更新を行うとともに、施設の改築、適切な維持管理に努め、安定した汚水処理を行っていきます。
- ・児島湖流域下水道浄化センターと連携し適切な維持管理に努め、公共用水域の水質保全を図ります。
- ・汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場等、各施設の長寿命化対策や耐震改修を進めます。

③生活排水処理

- ・公共下水道の整備状況や地域の実情に併せて、区域外においては合併処理浄化槽の設置等、補助制度の活用、啓発活動を通じ、汚水処理施設の整備率の向上を図ります。

④河川・港湾

- ・市内を流れる二級河川の鴨川や庄田川等においては、県と連携し、河川改修事業の早期完成を目指します。
- ・市内に点在するため池については、適宜改修を行い、農業用水を供給する機能の確保と治水機能の維持を図ります。
- ・港湾部においては、高潮等による浸水対策について引き続き改修、整備を促進します。

⑤水質保全

- ・公共用水域の快適な環境を維持するため、河川・湖沼の水質検査を実施し、下水道整備等、生活排水対策との連携により、水質の改善を促進します。
- ・児島湖周辺においては、岡山県が策定した「児島湖に係る第8期湖沼水質保全計画」に基づき、県や事業者、市民ボランティア等と連携し、ヨシ原の刈取り、流域清掃等による浄化対策を推進します。

⑥水辺空間

- ・海や河川、湖に囲まれた良好な都市景観を維持し、良質な都市環境を形成するため安全・快適でうるおいのある水辺空間の創出を図ります。
- ・本市の観光交流拠点かつ交通結節点となる宇野港周辺においては、新生宇野港事業として国・県・市・民間企業等で連携して今後の在り方を検討します。
- ・児島湖流域下水道浄化センターに併設されている自然環境体験公園は、市民のレクリエーションや環境学習の場として利用することができる親水空間として積極的に活用し、公共下水道事業への理解を促進します。

(4) その他都市施設整備方針

1) 基本的な考え方

- ・その他の都市施設については、生活基盤や利便性の充実を図るため、既存ストックの活用、長寿命化を図るとともに、老朽化が進む施設については計画的な改修を実施し、適切な維持・管理を図ります。

2) 主な施設の整備の方針

①上水道

- ・上水道施設については、配水池、ポンプ施設等の老朽化に対し、計画的な改修や更新を推進し、安心しておいしく飲める水の安定供給を図ります。
- ・送水管、配水管については、耐震性に優れた管路に更新することにより、水圧、水量の安定化や耐震性の向上、漏水防止を図り、事故や災害時でも安定した水が供給できるよう主要管路の耐震化を推進します。

②ごみ処理施設

- ・リサイクルプラザを活用したリサイクル意識の啓発に努め、分別・再資源化を推進するとともに、リユースによるごみの減量化を推進します。

・「岡山ブロックごみ処理広域化基本計画」に基づき、岡山市・久米南町と連携して、広域的なごみ処理施設へ搬入するための中継施設の整備を推進するなど、環境性に優れ、効率的・経済的なごみ処理体制を構築します。

③最終処分場

- ・最終処分場については、和田最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の適正な維持管理に努めるとともに、ごみ処理の高度化・効率的な処理体制の整備を目指します。

④し尿処理場

- ・し尿処理を行う西清掃センターにおいては、老朽化等の状況に応じて計画的な改修、更新等、適切な維持管理を図り、公衆衛生の向上と環境の保全を推進します。

⑤墓園・火葬場

- ・玉野市斎場の適切な維持管理、衛生管理を行うとともに、周辺環境と調和した美しい墓園の維持に努め、市民への心の安らぎの場の提供に努めます。

⑥住宅ストックの活用

・現在建築されている住宅（住宅ストック）の有効活用を促進し、快適な居住空間の確保・提供に努めます。

・住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境形成を図るため、市営住宅については、「玉野市営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を図り、有効活用を行います。また、民間の空き家・空き室については、活用手法の一つとしてセーフティネット住宅の供給を促進します。

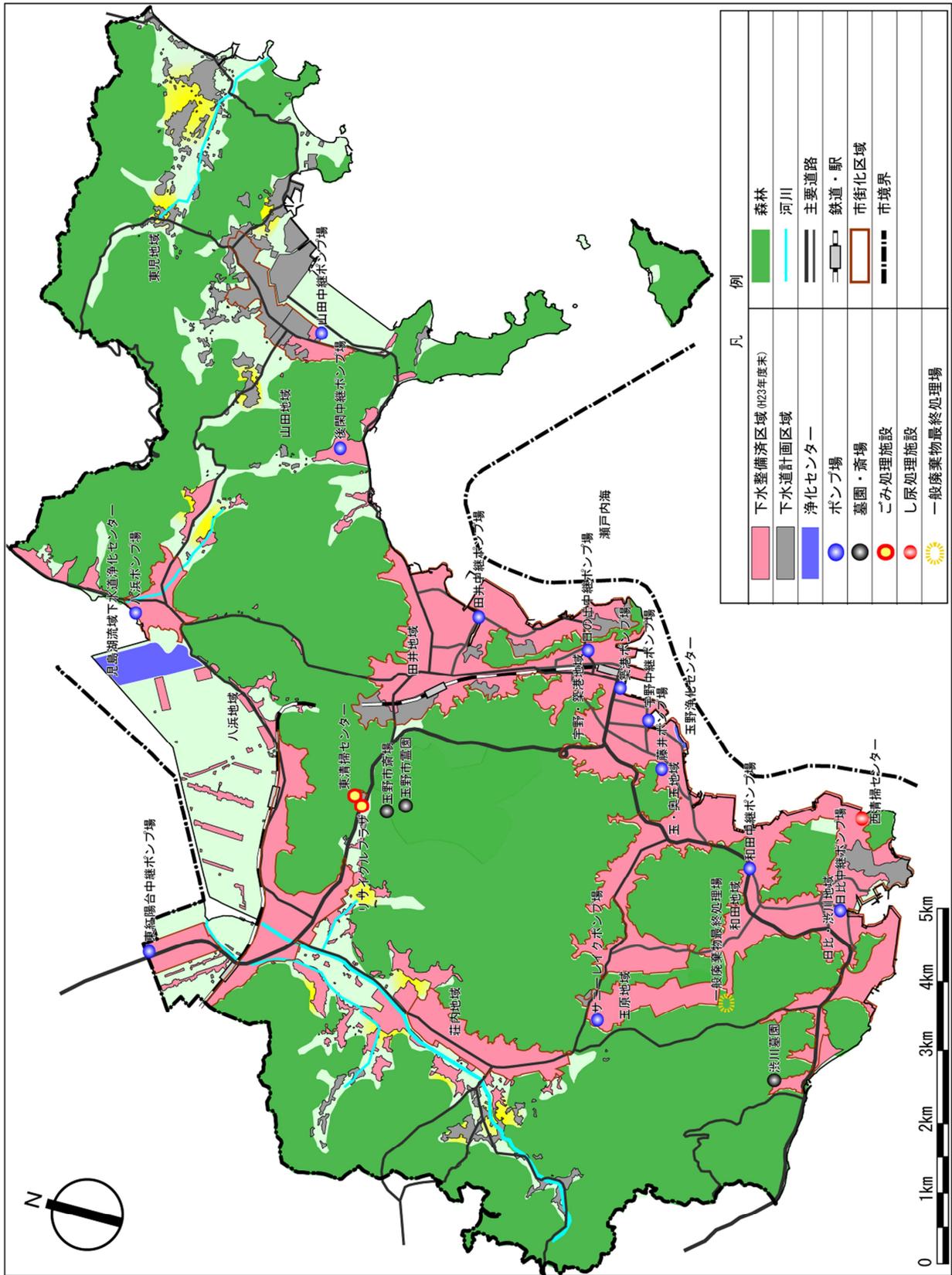


図4-4 下水道・河川・その他都市施設整備方針図

4-3 都市環境形成と保全の方針

(1) 基本的な考え方

1) 自然環境の保全・活用

- ・美しい渋川海岸や優れた眺望を有する王子が岳、身近に自然を楽しめる深山公園や十禅寺山、瀬戸内海に浮かぶ石島等、瀬戸内海国立公園やその周辺の美しい自然環境は、その貴重な資源が未来へ継承されるよう、保全と活用を図ります。

2) 自然と調和した都市環境の形成

- ・自然と調和した快適な生活環境を創出するため、都市計画制度の活用について検討するとともに、環境汚染や公害の防止に努め、環境美化を推進します。
- ・また、CO2 吸収源対策、自然災害の頻発化・激甚化への対応など、多面的な地域課題の解決を図る観点からグリーンインフラの活用を推進します。

3) 脱炭素型都市づくり

- ・地球温暖化の抑制に向けて温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー対策に取り組むとともに、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4R推進活動により、資源の効率的な利用を図るなど、二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取組を市民・事業者・行政の協働のもと促進します。

(2) 主要な都市環境形成と保全の方針

1) 自然環境

①優れた自然環境の保全

- ・地域の優れた自然環境を保全する観点から、都市計画法等の土地利用に係わる各種法令に基づき、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・岡山県自然保護条例に基づき郷土記念物に指定される両児山の樹林等、多様かつ希少な自然環境の保全に努めます。
- ・森林は、水源かん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、生態系の維持等、多面的機能を有していることから、市民や事業者、地権者等との協働により、適切な維持管理による保全を推進します。

②水辺環境の保全

- ・工場や事業所、一般家庭等からの排水による児島湖の水質悪化の改善に向け、国や県と連携して重点的に浄化対策を推進することにより、水辺環境の保全に努めます。
- ・瀬戸内海国立公園に指定される景観的にも美しい渋川海岸等の海浜環境を保全するため、水質浄化等、適切な管理に努めるとともに、環境学習の場や観光交流拠点として積極的な活用を図ります。
- ・瀬戸内海保全特別措置法に基づき県が定めた銚島自然海浜保全地区においては、海浜の保全の必要性について市民に啓発するとともに、市民との協働により海浜の清掃作業などの環境美化活動を推進し、良好な水辺環境の保全に努めます。

- ・鴨川や宗津川等、ホタル等の希少動物が生息する河川では、市民との協働により護岸の泥上げや清掃等、環境保全活動を推進します。

③大気環境の保全

- ・大規模な造船業や製錬業等が集積する本市の特性を踏まえ、大気の適正な環境基準の達成が維持されるよう、県と連携し、環境大気の測定や発生源への立入調査等により、大気汚染防止対策を推進し、大気環境の保全に努めます。

2) 都市環境

①自然と調和した都市環境の形成

- ・市街地や集落地における快適な生活環境を維持・創出するため、地域の実情に応じて、用途地域や地区計画等の都市計画制度の活用を検討します。
- ・市北西部、東部等、農地や海岸周辺の集落地等においては、美しい田園風景や農林漁業と調和したゆとりのある田園集落の形成を図り、樹木植栽の手入れや生ごみの堆肥化によるごみ減量化、生活排水対策等を推進し、環境に配慮した生活環境の形成を図ります。
- ・自然林と池が連なる深山公園等の観光資源や恵まれた自然環境を生かし、人と自然との交流により魅力ある地域づくりを図ります。

②地球環境への配慮

- ・都市施設の整備においては、施設の長寿命化を図り、環境にやさしいリサイクル可能な建材を使用する等、環境に配慮した都市づくりを推進します。
- ・夏場における市街地の気温上昇の防止や、エネルギー消費量の抑制に努めるとともに、道路の透水性・保水性舗装や屋上緑化、緑のカーテン等の地球環境に配慮したまちづくりを推進します。

3) 脱炭素型都市

①再生可能エネルギーの利用

- ・公共施設、事業所、一般家庭等における太陽光発電システムの設置促進や、公共交通の利用促進、次世代自動車への転換等による二酸化炭素の排出削減策、宇野港におけるカーボンニュートラルポートの形成促進等により温室効果ガスの排出の抑制を図り、環境への負荷の低減に努めます。
- ・営農型太陽光発電や建築物への再生可能エネルギー設備の導入促進など、再生可能エネルギーの利用への転換を推進し、**脱炭素型**の都市を目指します。

4-4 都市景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

1) 地域特性を生かした景観の保全・形成

- ・各地域の特性に応じた魅力ある景観の保全・形成に努めます。
- ・これらの景観資源を生かすとともに、近隣の景観・観光資源等との連携を図り、観光交流の活性化を目指します。

2) 美しい都市景観の形成

- ・「日本の渚百選」に選ばれている渋川海水浴場や、「おかやまの自然百選」に選ばれている王子が岳、深山公園からの眺望のほか、児島湖や田園地帯等、多くの自然に恵まれた貴重な資源を生かし、市民に愛される美しい都市景観の形成を目指します。
- ・また、これらの資源や人の集まる場所を「景観拠点」と位置づけ、特性を生かした景観形成を目指します。

3) 多様な主体との協働・連携による景観づくり

- ・景観に関する情報提供等を通して、市民、事業者の景観意識の向上を図ります。
- ・市民や事業者による景観づくりへの取組を支援し、市民、事業者、行政の協働・連携のもと、自然環境や歴史的資源等の保全を図るなど、良好な景観形成を目指します。

(2) 主要な景観形成の方針

1) 自然景観の保全と形成

- ・海岸ゾーンについては、地域特性を生かしながら連続性のある町並みや沿道の景観形成を図ります。
- ・瀬戸内海国立公園に指定されている地域については、環境保全に十分な配慮を払いながら、民間活力との協働・連携のもと、市民の憩いの場、観光の場として活用を促進します。
- ・児島湖沿いの農地や西部、東部に広がる農地ゾーンにおいては、周辺の市街地との調和を図り、落ち着いた田園景観を保全します。
- ・王子が岳、深山公園等の森林ゾーンにおいては自然環境の保全、森林の育成に努め美しく魅力的な森林景観として次世代に引き継ぎます。

2) 歴史・文化的景観の保全と活用

- ・歴史的な建造物の残る八浜地区においては、地域特性や周辺と調和した良好な景観の保全・形成を目指します。
- ・山田地区に残る明治時代の煉瓦造りの専売庁舎等、貴重な歴史資源と調和した魅力的な景観の保全を図ります。

3) 市街地景観の創出

- ・玉野市の玄関口となる宇野駅や宇野港周辺については、海に面したエリアという地域特性を生かした景観形成に努めます。

- ・海岸ゾーンの宇野港周辺については大規模港湾施設と、工場群と周辺の町並みが調和した景観形成に努めます。
- ・幹線道路沿道や閑静な住宅地等、地域特性に応じて建物の色彩・形態・意匠や岡山県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観形成を図ります。
- ・景観の悪化につながる空き家や空き地については、適正な管理や利活用を促進し、良好な市街地環境の保全を図ります。

4) 渋川・王子が岳景観モデル地区

- ・「渋川・王子が岳」は岡山県景観計画において景観モデル地区に指定されています。本市は県の景観計画に則り、県と協働して景観形成を図ります。
- ・自然緑地の保全及び必要に応じた自生樹種の植栽を行うとともに、開発に際しては自生樹種等による緑化を図り、自然景観との調和に努めます。
- ・山並みの保全等に努めるとともに、眺望の前景部にあたる施設等は、色彩、形態等に配慮した景観形成の誘導に努めます。
- ・市立玉野海洋博物館においては、民間活力の活用を図りながら、渋川海水浴場など周辺の景観との調和を図るとともに、観光やレジャー拠点としてにぎわいの創出に努めます。

5) 市民による取組

- ・市民や事業者が景観に関する取組をしようとする場合には、景観アドバイザーを派遣して助言するといった制度を活用するなど、事業者や行政との連携により地域の実情に応じたきめ細かな取組を積極的に支援し、優れた景観の保全・形成を推進します。

6) 景観資源を生かした観光交流

- ・瀬戸内海国立公園の豊かな自然や八浜の町並み等の歴史資源、大型客船が寄港する宇野港等の観光拠点間を地域公共交通等によりネットワーク化し、滞留・回遊性を高め、市全体における観光の魅力の向上を図ります。
- ・瀬戸内の島々への出発地としての宇野港宇野地区の方向性について、港湾管理者の岡山県と連携し、港の景観の維持・向上とにぎわい空間の創出に向けた検討を進めます。
- ・世界的に有名な直島のアート、今後も定期的な開催が見込まれる瀬戸内国際芸術祭や、様々なイベントの開催等と連携を図り、観光資源と観光交流が結びつく取組を推進します。

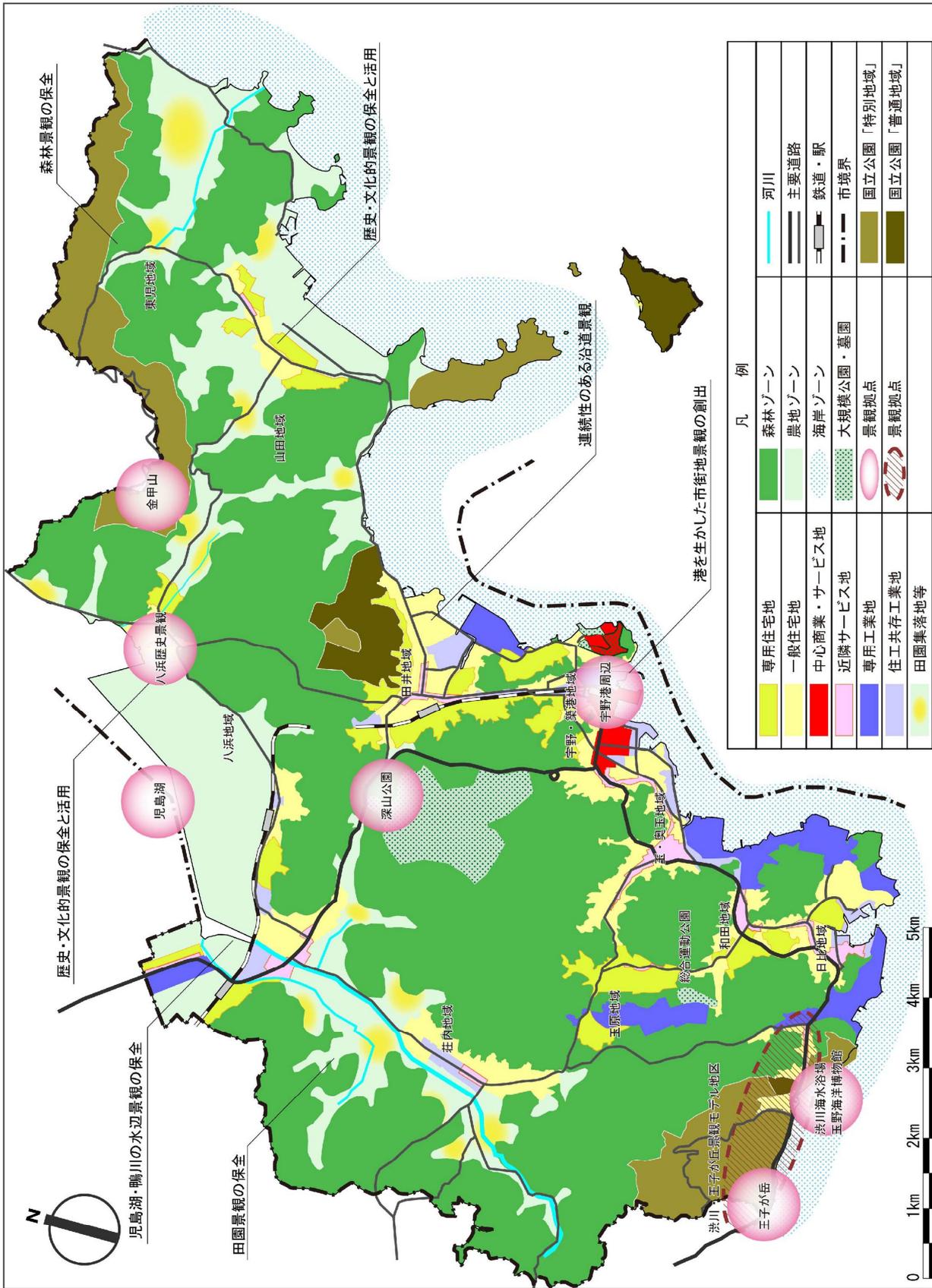


図 4-5 都市景観形成方針図

4-5 都市防災の整備方針

(1) 基本的な考え方

1) 自然災害への対応

- ・近年、激甚化・頻発化する水災害や、南海トラフ大地震等の自然災害に備えるため、関係機関、他市町村との連携、市民との協働により、ハード、ソフトの両面から災害に強いまちづくりを進めます。

2) 災害に強い都市の形成

- ・防災機能を備えた避難施設等の整備や、市街地の耐震性、耐火性の向上、災害ハザードエリアにおける開発の抑制など、防災・減災の観点から都市の安全対策を促進し、災害に強い都市の形成を図ります。

3) 市民との協働による減災対策

- ・南海トラフ大地震等の自然災害に備え、被害を最小限にとどめる「減災」の考え方を基本とし、自主防災組織の強化やハザードマップ等の災害情報の市民の周知、災害に対する知識の啓発、防災意識の向上を図る等、市民との協働による減災対策を進めます。

(2) 主要な都市防災の方針

1) 土砂災害対策

- ・台風・豪雨時に伴う土砂災害防止のため、県や地権者と連携し、砂防施設等の整備・更新を進めます。
- ・土砂災害警戒区域等においては、その周知に努め、避難が早くできるよう、警戒避難体制の整備を図り、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等に努める等、災害の未然防止を図ります。

2) 高潮・洪水対策

- ・高潮、洪水等による浸水被害を防止するため、国や県と連携し、海岸保全施設の整備・更新や河川の維持修繕、改良等、改修事業を推進するとともに、排水機能強化のため排水機の設置等、防災工事を推進します。また、災害時に確実に避難することができるよう、情報伝達体制の強化を図り、ただちに避難できる体制づくりを推進します。

3) 地震・津波対策

①地震対策

- ・南海トラフ大地震等の自然災害に備え、地震発生時における建物倒壊による被害の軽減を図るため、「玉野市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修を促進します。
- ・災害時には、避難活動や緊急物資の輸送等が円滑に行われるよう、緊急輸送道路や避難路等の沿道の建物は、耐震化を促進します。

②津波対策

- ・地震時の津波被害を防止するため、県と連携し、津波の浸水区域や想定される被害等の予測に努め、災害時に確実に避難することができるよう、情報伝達体制の強化を図り、ただちに避難できる体制づくりを推進します。

③ライフラインの確保

- ・上下水道、道路、橋梁等の耐震化を推進するとともに、適切な維持管理を図り、災害時におけるライフラインの機能確保を図ります。
- ・海と丘陵地に挟まれた海岸沿いの道路等は、土砂災害や浸水被害等により、輸送機能が寸断されることが想定されることから、緊急輸送道路等における防災機能の強化を図ります。

4) 不燃化の促進

- ・木造家屋が密集する地区や家屋が密集する市街地においては、狭あい道路の解消や、建替え、除却、オープンスペースの確保等、市民との連携により不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・住宅、工場、倉庫等が混在する住工混在地区においては、延焼防止対策等を促進し、安全な市街地環境の整備を図ります。

5) その他施設整備

- ・火災に対する安全性を確保するため、消防設備や防火水槽等の整備や耐震化等を図り、消防水利の充実を図ります。
- ・瀬戸内海特有の乾燥した気象条件によって発生しやすい山火事の防止対策として、防火林道の維持管理、消火活動の円滑化を図ります。

6) 事前復興対策の推進

- ・大規模災害発生後に、早期に的確な復興が実現できるよう事前準備に努めるとともに、被災の状況や地域の特性等を勘案しつつ、中長期的課題の解決を図る計画的な復興を目指す場合には、地域防災計画に基づき、復旧・復興に取り組みます。